

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成20年7月3日(2008.7.3)

【公表番号】特表2003-535805(P2003-535805A)

【公表日】平成15年12月2日(2003.12.2)

【出願番号】特願2002-503665(P2002-503665)

【国際特許分類】

C 0 3 C 4/02 (2006.01)

C 0 3 C 3/087 (2006.01)

C 0 3 C 3/095 (2006.01)

【F I】

C 0 3 C 4/02

C 0 3 C 3/087 Z A B

C 0 3 C 3/095

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月16日(2008.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 ガラスの全重量に対する Fe_2O_3 酸化物の重量によって表示すると0.5~0.9% (鉄の全量) である量の鉄；

ガラスに存在する鉄原子の全重量に対する Fe^{2+} 原子の重量によって表示すると25~45% (Fe^{2+} / 全 Fe 比) である量の第一鉄；

ガラスの全重量に対する Co の重量によって表示すると100万部あたり少なくとも5部である量のコバルト；

クロム及び/又はバナジウム

を含む着色されたソーダライムガラスであって、

光源A下で測定しかつ4mmの厚さについて計算すると20~60%の光透過率(TL A4)；

ムーン分布に従って測定しかつ4mmの厚さについて計算すると10~50%のエネルギー透過率(TE4)；及び

491nm未満の透過における主波長 λ_D

を有する着色されたソーダライムガラス。

【請求項2】 鉄の全量が0.89%以下、好ましくは0.88%以下であることを特徴とする請求項1に記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項3】 鉄の全量が少なくとも0.7%、好ましくは少なくとも0.75%であることを特徴とする請求項1又は2に記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項4】 コバルトの量が100万部あたり300部以下であることを特徴とする請求項1~3のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項5】 コバルトの量が100万部あたり20~200部、好ましくは100万部あたり60~120部であることを特徴とする請求項4に記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項6】 クロムの量がガラスの全重量に対する Cr_2O_3 の重量によって表示すると100万部あたり10部より大きい、好ましくは100万部あたり20部より大きいことを特徴とする請求項1~5のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 7】 クロムの量がガラスの全重量に対する Cr_2O_3 の重量によって表示すると 100 万部あたり 300 部以下、好ましくは 100 万部あたり 250 部以下であることを特徴とする請求項 1～6 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 8】 ガラスが、ガラスの全重量に対する V_2O_5 の重量によって表示すると 100 万部あたり 50～500 部である量のバナジウムを含有することを特徴とする請求項 1～7 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 9】 光透過率 (TLA4) が 25～55%、好ましくは 38～52% であることを特徴とする請求項 1～8 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 10】 エネルギー透過率 (TE4) が 15～40%、好ましくは 22～34% であることを特徴とする請求項 1～9 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 11】 1.2 より大きい、好ましくは 1.35 より大きい選択性を有することを特徴とする請求項 1～10 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 12】 透過における主波長 λ_D が 490 nm 以下であることを特徴とする請求項 1～11 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 13】 透過における励起純度が 5% より大きい、好ましくは 10% より大きい請求項 1～12 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 14】 ガラスの全重量に対する TiO_2 の重量によって表示すると 2% 未満、好ましくは 1% 未満のチタンを含有することを特徴とする請求項 1～13 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 15】 ガラスの全重量に対する TiO_2 の重量によって表示すると 0.1% 未満のチタンを含有することを特徴とする請求項 1～14 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 16】 ガラスの全重量に対する CeO_2 の重量によって表示すると 2% 未満、好ましくは 1% 未満のセリウムを含有することを特徴とする請求項 1～15 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 17】 ガラスの全重量に対する NiO の重量によって表示すると 100 万部あたり 200 部未満、好ましくは 100 万部あたり 100 部未満のニッケルを含有することを特徴とする請求項 1～16 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 18】 ガラスの全重量に対する MnO_2 の重量によって表示すると 100 万部あたり 1500 部未満、好ましくは 100 万部あたり 500 部未満のマンガンを含有することを特徴とする請求項 1～17 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 19】 ガラスの全重量に対して 2 重量% より多い酸化マグネシウム MgO を含有することを特徴とする請求項 1～18 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 20】 ガラスの全重量に対して 100 万部あたり 30 部未満、好ましくは 100 万部あたり 10 部未満の重量のセレンを含有することを特徴とする請求項 1～19 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。

【請求項 21】 フィルムで被覆されていることを特徴とする請求項 1～20 のいずれかに記載の着色されたソーダライムガラス。